

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 今吉 次郎

1 日 時

令和7年6月24日（火） 午後0時58分から
午後3時07分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

今吉次郎、首藤健二郎、御手洗吉生、嶋幸一、福崎智幸、高橋肇、吉村哲彦、猿渡久子

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 首藤丈彦、生活環境部長 首藤圭、病院局長 佐藤昌司 ほかに関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 請願11については、賛成少数をもって不採択とすべきものと決定した。
- (2) 陳情17について、質疑を行った。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (4) 大分県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年5月改定）について、大分県災害中間支援組織の設立について及び令和6年度大分県病院事業会計決算の概要についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県外所管事務調査について日程を決定した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	主査	板井貴章
政策調査課調査広報班	専門幹	佐藤達郎

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和7年6月24日（火） 13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係

13：00～13：15

（1）諸般の報告

①令和6年度大分県病院事業会計決算の概要について

②NHK受信契約について

（2）その他

3 福祉保健部関係

13：15～14：15

（1）付託案件の審査

請 願 11 高額療養費制度の負担上限額引上げの実施見送りではなく、
白紙撤回を求める意見書の提出について

（2）付託外案件の審査

陳 情 17 あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を
求めることについて

（3）県内所管事務調査のまとめ

①高齢者の「通いの場」について

（4）諸般の報告

①報 第2号 令和6年度大分県一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

②大分県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年5月改定）の改定について

③指定管理者の更新について

（5）その他

4 生活環境部関係

14：15～15：05

（1）県内所管事務調査のまとめ

①祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの推進

（2）諸般の報告

①指定管理者の更新について

②大分県災害中間支援組織の設立について

③大分県地震被害想定の見直しについて

（3）その他

5 協議事項

15 : 05 ~ 15 : 20

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

今吉委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた請願1件及び付託外案件として陳情1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査に入ります。

今回、病院局では議案等の審査はありませんが、執行部より報告したい旨の申出があったので、これを許します。

佐藤病院局長 今吉委員長をはじめ委員の皆様には、病院局の事業について、日頃より御指導、御支援を賜り、お礼を申し上げます。

先日は御多忙中にもかかわらず、当院を視察していただき、ありがとうございました。今後とも、県民医療の基幹病院として県民の信頼に応えられる病院となるよう努力していきます。

本日は、令和6年度病院事業会計決算の概要についてとNHK受信契約について、担当課長より御説明します。よろしくお願いします。

今吉委員長 それでは、①の報告をお願いします。

渋谷総務経営課長 令和6年度大分県病院事業会計決算がまとまったので、その概要について御説明します。資料の2ページを御覧ください。

令和6年度決算については、現在、県の監査委員による監査が行われているところであり、詳しくは次の第3回定例会において決算議案として提案がなされます。

それでは、お手元の資料に基づいて御説明します。まず、資料左半分の令和6年度決算のポイントを御覧ください。網掛け部分の上段、純損益、これが最終的な収支の判断となるわけですが13億1,300万円の赤字決算となりました。このうち、昨年11月の労働基準監督署からの是正勧告による医師への時間外手当追加支給分の4億5,900万円を除くと8億5,400万円の赤字になります。

その下、表中のC、病院事業の本業部分である医業収支ですが、医業収益については前年度

と比べて増加したものの、人事委員会勧告による給与費の増や物価高の影響により医業費用がこれを上回って増加しており16億5,400万円の赤字となりました。

次に、資料右半分の収支の概要を御覧ください。収益と費用の主な増減について御説明します。

まず、(1)医業収益(A)は前年度と比べて10億3,700万円の増となっています。これは入院・外来共に患者数が前年度に比べて増加したこと等によるもので、入院収益は7億7,900万円、外来収益は2億5,300万円の増となりました。

次に、(2)医業費用(B)は前年度と比べて、14億8,700万円の増となっています。これは、人事委員会勧告などによる給与費の増、物価高騰や患者数の増加に伴う材料費の増、令和5年度に整備した電子カルテや浸水対策設備棟の償却が始まったことによる減価償却費の増が影響しています。

参考として、四角で囲っていますが、令和6年診療報酬の改定率プラス0.88%に対し、消費者物価指数はプラス2.7%、人事委員会勧告はプラス3.5%となっています。直近の診療報酬改定は価格転嫁が十分とは言えない状況であり、当院はもとより全国的に病院経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

次に、(3)医業外収益(D)ですが、前年度と比べて2億5,600万円の増となっています。これは、政策医療に要する費用の増に伴い、一般会計負担金が増額となったものです。

続いて、(4)医業外費用(E)ですが、前年度と比べて2億1,800万円の増となっています。これは、主に雑損失の増によるもので、支払うべき消費税額が増加したことによるものです。

最後に、(5)特別損失(I)ですが、前年度と比べて2億4,800万円の増となっています。これは、医師への時間外手当追加支給分

のうち過年度分3億3千万円の支払によるものです。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 じゃ、ちょっと1点だけいいですか。

例の診療報酬改定、あれは国が決めるんですけど、毎年見直しはしているんですか。

佐藤病院局長 基本的な診療報酬改定は2年に1度です。

今吉委員長 2年に1度。

佐藤病院局長 はい。ですから、来年度がその年に当たりますけども、今頃から、医師会等とのやり取りを踏まえて立案の詰めに入っているタイミングかと思います。

今吉委員長 それは病院局長が現場として直接国に伝えていると。

佐藤病院局長 県立病院どうこうと伝えることはないですが、日本医師会とか全国自治体病院協議会とか、この前知事からの説明にもありましたけども、全国知事会などといったあたり。多方向、数箇所から陳情を上げてということで、それを内科系学会社会保険連合、外科系学会社会保険委員会連合、それから地方の審査委員会がどう処理していくかというところで、今年の秋に、正式には下りませんが、こういう方向になりそうだという答申が下りてくるタイムスケジュールだと思います。

今吉委員長 では、是非直接言ってください。よろしくお願いします。なかなか解決できんもんね。

佐藤病院局長 ちょっと言い忘れましたが、特に診療報酬改定は、全部毎年非常にいい額をとというのは難しいので、重きを置かれた診療領域と、積み残しやむなしという、めりはりをつける年があり、例えば産婦人科の産科医療が非常に危機的状況に陥ったときには産婦人科学会が力を入れてとか、小児医療の問題があったときには小児科学会が中心になってという、学会レベルでもかなりの陳情を例年やっているとい

うことですね。

猿渡委員 どの病院も、あらゆる支出が増えて、診療報酬が抑えられて、赤字で大変厳しい状況ということのを、私、あらゆる機会の中で今までも申してきたことで、国への働きかけを強めることが大事だと思っているけれども、県としても、こういう非常に厳しい状況の中で、何らかの応援策を考えるべきと思っている、できる形で、緊急的に、国の報酬改定までの間でも、何らかの対応をすべきと思っています。

渋谷総務経営課長 ありがとうございます。

県から県立病院に対してですけれども、通常、県立病院は政策医療、不採算医療等赤字部分については、国の基準に沿って一般会計負担金から負担金をいただいています。

ちなみに、昨今のこういった情勢で、赤字の経営も踏まえて、県には負担金を昨年も配慮していただいています。今年度予算においても、やはりそれなりの配慮をいただいています。県立病院に対して、この2年間で5億円ほど負担金を増額していただいています。それは県ともよく話をしながら、県にも理解を得ながら、当院にも御支援をいただいている現状があります。

猿渡委員 それがあっても、5年間で5億円があっても、なおかつこういう状況ですよ。

渋谷総務経営課長 そうですね。

猿渡委員 分かりました。またちょっと後で福祉保健部とも話してみたいと思います。

今吉委員長 ほかに質疑等がありますか。

〔「なし」という者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑等もないので、次に、②について報告をお願いします。

土師会計管理課長 資料の3ページをお開き願います。

このたび、当院に設置しているテレビについて、NHK受信契約が未契約となっているものが確認されたので、その概要について御説明します。

1 概要を御覧ください。全国の自治体においてカーナビ付公用車等のNHK受信契約の未契約に関する報道がなされていることから、病院局として未契約のテレビ等がないか内部調査を

実施しました。その結果、病院が待合室等に設置している据置型テレビについて、受信契約を締結済みの70台のほかに、未契約のものが46台あることが判明しました。なお、右側の囲みに記載のとおり、病室のベッドサイドに設置しているテレビは、テレビと冷蔵庫付きの床頭台の設置・運営事業者がNHKと契約しています。また、救急車2台及び普通車等2台の計4台の公用車には、TV受信機能はなく、スマートフォンやPHSについてもテレビ受信機能はないことを確認しています。

2 未契約発生の原因ですが、例年11月頃には実施している契約必要台数調査の際に、テレビ購入の担当部署と受信契約の担当部署間の情報共有が不足していたことによる確認漏れが生じたものです。

3 未払い受信料（試算）については、当院の試算によると約810万円、最長未契約期間は、平成19年3月からの18年4か月間となっています。

最後に、4今後の対応ですが、未払い受信料の確定について、現在NHKと協議中であり、協議終了後、速やかに契約を締結した上で支払を行います。再発防止として、改めて担当部署の職員にNHK受信契約について、適切に対応するよう注意喚起します。また、テレビ購入と受信契約の締結を同一の部署で担当するように変更し、確認漏れを防止します。これまで不適切な事務処理が継続されていたことは、重く受け止めています。今後は、再発防止を徹底していきます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

嶋委員 最長の未契約期間が18年4か月ですが、そのほかのテレビについても、長い期間、未契約だったと思いますが、どうして20年近くも気付かないんですか。

土師会計管理課長 調査を行う際に、増減で処理をしており、テレビ購入の情報が、契約のところ、担当部署のところに伝わっていなかったことにより、埋もれてしまったということです。

嶋委員 普通、受信料の請求はないんですかね。

土師会計管理課長 こちらからの受信台数の報告に基づいてNHKから請求書が来ます。NHKが特に確認に来ることはありません。

嶋委員 でも、毎月請求が来ますよね。何台分が請求に来ていると。それ以上のテレビの台数があるのは当然把握しているでしょうから、その時点で気が付かなくてはいけないんじゃないですか。

土師会計管理課長 その点については、受信契約に対する認識が不足していたと考えています。

嶋委員 テレビ購入と受信契約の締結を同一の部署でするように変更したんですか。これからですか。

土師会計管理課長 今、契約の変更手続中であり、例年の契約は11月に確認をして、その後、契約締結等、支払請求などがあるので、手続的にはこれからになります。

嶋委員 それでなくても厳しい病院経営なので、しっかりこういうことがないようにしてほしいと思います。

佐藤病院局長 責任者として申し上げます。

おっしゃるとおりで、縦割りという意味合いとはちょっと違うんですけども、やはり少しそれに近いものがあり、病院のテレビに限らず、こういう患者に資する分と、それから病院そのもの、例えば事務棟や医局に資する分のテレビの購入の手続、申請から購入の手続が別の班に上がってくる部分があり、その関係で、こちらから上がってきた分には受信料まで事務の方で念頭に置いて、あるいは申請する側も念頭に置いて、その話がセットで進む部分があるけども、例えば医局のテレビやエキストラで別に部屋を準備した、病院の機構上、カンファレンスルームや相談室を1台、2台増設しようというときに、上がっていく方向によっては、テレビの購入はちゃんと予算化して買っているけども、その受信料の契約までは思いが至っておらず、ぼつぼつ漏れているということだと思われます。

今、嶋委員が御指摘のように、それは今後無きようにするのかと。それは当然、このテレビ購入は、どこからどういう理由で上がってこよ

うが1か所に集中化して、受信料のことも忘れずにセットできるようにする方向にしたいと思っています。

嶋委員 公用車の受信契約とは全く別物ですから、しっかりやってください。カーナビのテレビの契約は僕らもこのニュースが出て初めて知ったような感じなんです、これは普通の常設のテレビの契約なので、しっかりやってほしいと思います。

御手洗委員 遡って支払うということですか。
（「はい」という者あり）金額が出ているんでしょうか。

土師会計管理課長 当方で試算をして、今NHKと協議をしているところです。遡って支払うということです。

今吉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」という者あり〕

別にないので、これをもって、病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

今吉委員長 これより、福祉保健部関係の審査に入ります。それでは、付託案件の審査を行います。

請願11 高額療養費制度の負担上限額引上げの実施見送りではなく、白紙撤回を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

大和県民健康増進課長 2ページを御覧ください。

請願11 高額療養費制度の負担上限額引上げの実施見送りではなく、白紙撤回を求める意見書の提出について、御説明します。

この請願は、国が今年8月から予定していた高額療養費の自己負担限度額の引上げについて、患者団体等からの見直しの意見を踏まえ、一旦、引上げの実施を見送り、今年の秋までに改めて

方針を決定することになったことを受け、がん患者等の受療行動への影響を考慮し、実施の見送りではなく、白紙撤回を求めるものです。

高額療養費制度の見直しの背景には、高齢化の進展に加え、医療の高度化や高額薬剤等の普及等によって医療費が増え、医療保険制度の支え手となる現役世代を中心に、保険料負担が増えてきたことがあります。

このため、セーフティネットとしての役割を維持しつつ、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点から、国において見直しが検討されているものです。

実施見送り後の検討においては、患者団体や保険者団体等からのヒアリングなどが丁寧に実施され、審議会等で議論して、方向性が示されると認識しているので、国の議論の動向を注視していきます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 意見ですけれども、この請願の文章の中にあるようにこどもを持つがん患者を対象にした調査で、限度額が引き上げられた場合に4割が診療を中断すると、6割が診療回数を減らすと回答をしています。

本当にがん患者などが治療を中断しなければならない事態になってしまうということは、命が保障されないとなってしまうわけですね。子育てしている方などからは、自分の命を優先するのか、それともこどもたちのことを優先するのか、そういう選択が迫られる。もう自分の命は諦めて、こどもたちのことを優先しなきゃならないんじゃないかという思いなども、そういう声も上がっています。本当に深刻な事態に陥る。治療ができるにもかかわらず、経済的な問題で治療を断念しなければならないということに決してはならない。してはならない。そういう政治を行ってはならないと。政治の方向性でそういうことになることは、許されないと思います。

ですから、大変大事な問題ですので、是非採択していただきたいと思っています。

高橋委員 この問題、私もがんで、県立病院で治療を受けました。今、本当にいい薬はたくさんできていますが、非常に高額です。実は、私自身もこの高額療養費制度のおかげで、恩恵を被って今ここにこうやって元気でいられる気がしています。

ですから、実際に患者の立場からいっても、限度額も実際には引き下げてほしいぐらいですね、今現状でも。下げてほしいとは思いますが、患者の負担軽減という意味からも、今回は凍結という状況ではなくて、一旦これそのものを中止して、ゼロベースにして白紙に戻した上で、再度どうするかを検討していく方がいいと思っています。

嶋委員 この高額療養費制度、さきほど説明のあったとおりです。負担上限額の引上げは見送られ、この秋までに改めて方針を決定するとなっています。

この制度は、言うまでもありませんが、患者にとって大切な制度です。さきほどからお話があるように、高額な薬剤、高齢化の進展などもあって、高額療養費全体は増額をしていますし、この制度を支える現役世代の保険料も上昇しています。これは大事な制度ですから、持続可能で次の世代に引き継がれるように、しっかり議論していく必要があると思います。

もちろん、患者にもこれから議論にしっかり関わっていただくことが大事だと思っているので、白紙撤回ではなくてきちんと議論を進めてほしいと思います。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これより、本請願の取扱いについて協議します。いかがでしょうか。（「採決をしていただきたい」と言う者あり）

それでは、挙手により採決します。請願 11 については、採択すべきものと決することについて、賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 挙手少数であります。

よって、請願 11 については、不採択すべき

ものと決定しました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

次に付託外案件の審査に入ります。議長から回付されている陳情 1 件について、執行部の意見を求めます。

坪井医療政策課長 3 ページを御覧ください。

陳情 17 あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めることについて、御説明します。

本陳情は、令和 7 年 2 月に厚生労働省が策定したあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針、いわゆるあはき・柔整広告ガイドラインが適正かつ積極的に運用されることを求めています。

本県では、厚生労働省からの通知に基づき、ガイドラインに関するリーフレットを関係団体に配布するとともに、利用者からの苦情を受け付けるための相談窓口を各保健所に設置し、県ホームページにより周知しています。

また、施術所に対しては、法令やガイドライン等の違反があれば、必要な指導を行っています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

この陳情について、委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、去る 5 月 13 日から 6 月 3 日にかけて実施した県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いします。

首藤福祉保健部長 委員の皆様には、5 月 13 日から 6 月 3 日にかけて、延べ 6 日間にわたり、県内の保健所や児童相談所など県地方機関、福祉保健関係の医療や介護予防、あるいは子ども・子育て支援、さらには出会い応援まで、様々な現場の取組を調査していただき、誠にありがとうございました。

現場でいただいた御意見・御指摘等は今後にしっかり活かしていきたいと考えています。

e スポーツを使って通いの場で男性参加の増加を目指して取り組んでいる中津市のゆきちげんきの会を視察いただきましたが、それに関連して、通いの場について整理しましたので、担当課長から説明します。

渡邊高齢者福祉課長 資料4ページ、高齢者の通いの場についてを御覧ください。

まず、1通いの場とは、高齢者が公民館や集会所など、身近な場所に集まり、体操などの介護予防活動や交流を楽しむことです。

次に、2本県の状況についてですが、右側のグラフとあわせて御覧ください。令和5年度の開催箇所数は3, 258か所と過去最多となり、参加人数は5万2, 749人です。高齢者の参加率は14.0%であり、11年連続で全国1位となっています。

3全国1位の要因ですが、本県では、平成24年度に介護予防に効果的なめじろん元気アップ体操を開発したことをはじめ、リハビリ専門職等の地域への派遣、通いの場のリーダー育成のためのマニュアル作成、個人や団体の表彰などに、全国に先駆けて取り組んできたことが考えられます。

次に、4課題についてですが、箇所数は増加しているものの、参加者数はコロナ禍前の水準まで回復していません。また、男性の参加率が低いといった課題があります。

このため、5県の支援策ですが、(1)通いの場魅力向上事業として、男性や新たな層の参加を促すべく、eスポーツやトレーニング機器を用いてより負荷の高い運動に取り組む運動機能強化型など、四つのメニューをモデル的に実施します。

また、(2)パワフルシニア活動応援事業として、高齢者が過半数を占める団体が、生きがいづくりや健康寿命延伸などを目指して新しく始める活動に対して、50万円を上限に補助することとしています。

これらの事業を、市町村等と連携しながら実施することにより、今後とも参加率全国1位を維持できるよう努めていきます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 現場も見せていただいて、一緒に体を動かしたりとか体験させていただいて、大事さを実感できて大変ありがたかったです。ありがとうございます。

男性の参加率をどうアップしていくかですけども、男女問わず皆さんいろんな人生経験をお持ちの方々ですので、その人生経験をいかして、まずは講師として来ていただくとか、何か自分の経験を、そこに参加している方に話を聞いてもらうとか、例えば俳句の先生だとか、何か趣味なり仕事なりをいかした形で、人生をリスペクトする形で参加いただく。1回目、そうやって講師なりで来ていただくと、よさを実感できて、次から参加者として来ようかという形になっていただけるとありがたいのかなと思うんですね。

だから、高齢者自身が、そういう自分の能力とかいろんなものをいかせる場になっていくと、参加率が上がるんじゃないかという思いもあるんですが、いかがでしょうか。

渡邊高齢者福祉課長 ありがとうございます。

今回、男性の参加を促そうということで、例えばですが、eスポーツ、あるいは運動機能強化をメニューとして展開していますが、猿渡委員が言われたように、御自身の趣味、今言われた俳句、あるいは御自身がこれまで携わってきた活動とか、正に趣味をいかした形で、通いの場ももっと活動が活発化するといいなと思っています。これまでもそうした講師などをしていただく通いの場もありますけども、これまで以上に充実させていきたいと思っています。

首藤副委員長 今の猿渡委員のお話と一緒にするんですけど、男性のやっぱり参加が少ないことが気になって。先日もお邪魔したときも8割が女性で。

1点、今、趣味という話があったので、男性が行くとしたら、健康マージャンとか。あるいは、eスポーツでも女性のうまい方が多かったんですけど、eスポーツでも、何か男性が得意なeスポーツもあるんじゃないかという気がし

ているので、そういうものの取り入れがいいんじゃないかと今ふと思ったんですけど。

あと、このグラフで1点。全国の男性、女性の比率をもし数字を把握しているのであれば、お願いします。

渡邊高齢者福祉課長 御意見ありがとうございます。健康マージャン、将棋、囲碁なども含めてやっている現場もあるので、男性は特にそうしたことが得意でもあるので、もっとそういう活動を広げていきたいと思います。

それから、男性、女性の比率ですけども、大分県が男性が20.7%、全国は20.2%です。全国平均よりは男性の比率が大分県は高いんですけども、いずれにしても2割程度ではあるので、男性の参加を促していきたいと思っています。

吉村委員 パワフルシニア活動応援事業ですけども、どれぐらい予算を使われているのか。予算に占める割合、どれぐらい使われているのかと、もし、よく使われる地域とかあまり使われない地域などがあれば教えてください。

渡邊高齢者福祉課長 このパワフルシニア活動応援事業は、資料にあるように、予算は1,300万円程度になるんですけども、令和6年度の実績としては、合計41団体に対して総額で約1千万円を補助しています。

吉村委員 特に使われている地域が何かあれば教えてください。

渡邊高齢者福祉課長 18市町村全てから申請があり、18市町村満遍なく使われています。実際に申請をいただき、審査の上で、地域性なども加味しながら補助をしています。

高橋委員 すみません、話が戻るんですけど、男性の参加率が低いことですが、実際に参加されない理由を聞かれているのか。なぜ参加しないのか。したくないのか、したいけどできないのか。

渡邊高齢者福祉課長 体操をしたり、食事をしたり、カフェといったお茶を飲んだりすることが中心の通いの場が今多いんですけども、そうした種類の通いの場では、女性が中心となって活動されているところがあります。男性は若干

そうしたところに行きづらいという話は伺っています。また、通いの場が面白くなれば、行って面白い、自分がいろんな活動をできるようなものであれば、より行きたくなるという話も聞いています。eスポーツなどもやっているんですけども、さきほど言った将棋とか囲碁とか、卓球とかスポーツも含めて、いろいろと男性が参加しやすくなる工夫をしないと来ていただけないので、そこは市町村と一緒にアイデアを出していきたいと思っています。

高橋委員 なぜ来てくれないのか、参加しにくいのかということ、やっぱりその当事者内のいろんな理由があると思うので、まずはそこを、なかなか難しいと思いますけど、地区の役員等を通じて意見を集めると何かしら工夫できる点が見えてくるんじゃないかと思うので、よろしくお願いします。

福崎委員 私も県の支援策について。通いの場魅力向上事業でいろいろ書かれているんですけど、いざ実際皆さんが、60歳過ぎて定年退職して、それで65歳になって、じゃ、こういうことをしたからといって、本当に参加するかというと、多分しないと思うんです。なぜかといったら、男性は仕事をしていて、女性も仕事をしているんですが、会社を辞めるまで、地域とのつながりが薄いんですよ。退職してじゃあ濃くなるかっていうと濃くならないんですよ。余計薄くなっていく。敬遠していく。だから、何をしても多分男性の参加者はなかなか増えていかないんじゃないかなと。

じゃあなぜ女性が増えるかといったら、女性は日頃から地域の皆さんと井戸端会議をしたりしている。地域の中にいつもいて、つながりが深いんですよ。だから、こういうのも女性の方が多いんじゃないかと私は思うんですよ。

だから、そこら辺をしっかりと分析して、もっと早い時期からこういう地域と関わりを持つような環境をつくっていくことが将来の高齢者の地域参加につながっていくんじゃないかと。そのときになってやっても、多分間に合わないと思うんですよ。だから、いつまでたっても男性の参加率が悪いということだけど、県職員の

定年前の方に、退職した後地域に参加しますか、
どういことがあれば参加しますかと一回聞いて
みた方が、私はよりいい政策ができるんじゃないか
と思うんですが、いかがでしょうか。

渡邊高齢者福祉課長 ありがとうございます。

確かに、60代の男性、女性もですけども、
働いている方が多いということで、若い方がな
かなか参加していない背景もあります。特に男
性は、参加が消極的ということです。今、福崎
委員が言われたように、なかなかふだんから地
域との関わりが薄いという背景があるかと思
うので、そうしたことを改めて市町村と一緒に
なって分析しながら、そうした方が通いの場あ
るいは活動に出てきやすい工夫と改善、自治会
や民生委員といろいろと相談しながら、この通
いの場もその一助になればと思うので、市町村
と連携して取組をもっと強化していきたいと思
います。

福崎委員 資料に企業などと連携してというこ
とが書いてある。どう企業と連携するのか、ち
よっと分からないんですけど、例えば、地元の
企業の退職された方は大体同じような地域に住
んでいる方が多いんですね。例えば新日本製鉄
株式会社の方は、大分市明野近辺に多いんです
よ。

そうすると、その地域にもそういう企業を退
職した仲間、仕事を一緒にした仲間がいるので、
例えばそういう企業を通じてやるのなら、OB
の会とかがあるのならば、そういう会を通じて、
地域に積極的に関わりを持つような取組をつな
げていく。だから、企業に対しては、そういう
企業を辞めた方のグループを中心に動いていた
だく方策も考えてみるべきじゃないかと思いま
す。提案というか、回答はいりませんので。

今吉委員長 さきほど福崎委員が言われた、県
職員のアンケートを取れというのがあったけど、
答弁がないので。

渡邊高齢者福祉課長 県職員が退職してすぐ、
例えばこうした通いの場や老人クラブに参加し
ていないことも聞いているので、加入をしませ
んかといったチラシを配ったり、案内を出したり
しています。ですので、改めてそうしたこと

を高齢者福祉課としても働きかけていきたいと
思います。

今吉委員長 じゃ、統計を出してくださいね。

ちょっと1点だけ。2本県の状況で、開催箇
所が3, 258か所あるんですね。参加率は
11年連続全国1位。ただ、一つ不思議なのが、
14.0%で65歳以上人口に占める割合が全
国1位でしょう。じゃ、65歳以下の人がいかに
多いかということですかね。65歳以上が1
4%しかないということは、65歳以下の人も
大分県は高齢者に入れているということですか。

渡邊高齢者福祉課長 これはちょっと説明が不
足していましたけれども、参加率14%は、分
母が65歳以上人口、高齢者で約37万人にな
りますけれども、それに対して、参加している実
人数が5万2, 749人ですので、参加してい
る方が65歳以上人口に対して14%です。

今吉委員長 だから、高齢者は何歳以上をいう
んですか。

渡邊高齢者福祉課長 高齢者は65歳以上の方
という定義になっています。

福崎委員 今の回答で、ちょっとお聞きしたい。

参加人数の5万2, 749人は延べ人数です
か、それとも実人数ですか。1人が20回参加
すれば延べ20人になるんですね。だから、
実際には5万2, 749人がちゃんと参加した
のか、延べ人数で5万2, 749人が参加した、
どちらですかね。

渡邊高齢者福祉課長 これは実人数でカウント
しています。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」という者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、以上で、
県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告したい旨の申出があっ
たので、これを許します。まず、①の報告をお
願います。

荻障害福祉課長 資料の5ページをお願いします。
令和6年度大分県一般会計予算事故繰越し
繰越し計算書について、地方自治法施行令の規定
に基づき、御報告します。

福祉保健部関係では、障がい者福祉施設整備

事業費6億4,120万円について事故繰越しを行っています。

この事業は、障がい者福祉施設の防災・減災対策を推進するため、施設整備等を行う事業所を支援するもので、国の補正予算を令和5年度2月補正予算で受け入れ、令和6年度に繰越しをしていたものです。

現在、由布市にある障がい者支援施設小松寮の移転改築に対し支援をしているところですが、全国的に発生した電線やケーブルの受注停止、また能登半島地震の影響もあり、建築資材の供給遅延が発生し、特に高圧受変電設備の調達に日数を要したため、再度繰越しをしたものです。

なお、工事については、来月7月末の完成を予定しています。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 この繰越しに関しては了解しましたが、関連で申し訳ないですけど、若山議員の一般質問のときに、職員1人に対して臨時に5万4千円助成するお話がありました。その内容を少し教えていただけるとありがたいんですけども、どういうものなのか。人材確保や職場環境改善ということですけども、具体的に教えてください。

荻障害福祉課長 これもまた令和6年度補正予算で成立した事業で、国の交付金を活用している事業です。さらなる人材確保や職場環境の改善に向けた取組について、職員1人当たり5万4千円相当額を助成するもので、具体的には、事業者からどのような人材確保を進めていくか、処遇改善をしていくかは、チェックリストで申請書に載っており、そのチェックリスト、要件を満たした事業所について、おおむね5万4千円相当に当たる額を臨時に助成する事業です。

猿渡委員 年間5万4千円、1人に対してですか。

荻障害福祉課長 今回限り、今回申請している分についてです。

猿渡委員 1回限り。

荻障害福祉課長 はい、そうです。

御手洗委員 移転改築、災害に備えての取組ですが、今後、こういうことはどういう形で県内にある施設を含めて取り組むか、お聞きしたいんですが。

荻障害福祉課長 危険な場所にあるものについては、優先的に採択していく形で、なるべく皆様の利便性のよいところ、そして安心安全な箇所に施設整備を進めていくスタンスは以前からもそうですし、これからもこのスタンスは堅持していこうと思っています。

高木福祉保健企画課長 前回、御手洗委員から災害関係のお話をいただき、福祉保健部でも、社会福祉施設の関係の部分で、津波や高潮、土砂災害など災害の地域にあるかを把握しているかとお話がありました。

全てを網羅、把握はできていないので、今回社会福祉施設に対して、それぞれの施設がどういった立地状況にあるかを確認する調査を行いたいと考えています。

あわせて、その調査項目の中に、避難計画やBCPの計画をつくっているかの確認と、移転計画等があるかを調査したいと思います。そういった調査を受けて、各施設と話しながら、場合によっては、さきほどの小松寮のような事業等の活用もあり得ると考えています。

御手洗委員 障害福祉課長の話はありましたけど、高齢者福祉課長はどうですか。

渡邊高齢者福祉課長 障害福祉課と方針は一緒です。いずれにしても、県の介護施設に関しては、施設整備の補助金があるので、災害の危険地域等にある施設等から御相談等があれば、こういった補助金が使えるのか、支援策があるのかを丁寧に御説明しながら、優先的な対応をしていきたいと思っています。

御手洗委員 東日本大震災があって10年超えているわけですから、今になって調査は遅いんです。ですから、予測されるところは県を含めて対応を行うと。早めに対応した方が安心です。被害がありそうなところは県下各地にたくさんあると思うんですよ。それを事前に把握をして、早めに対応する形を取っていただく。

ただ、新設の場合は恐らく災害が予測される

ところは認可されんでしょうから。安全な所ではないと許可せんんでしょうから。だから、それはいいとして、今ある既存のところ、被害が予想されるところは移転ということで、早急にアンケートを取っていただいても、できる法人からしっかり先に進めた方がいいと思うんですが、どうですか。

高木福祉保健企画課長 御指摘のとおり、調査については早急にしたいと思いますので、6月中には調査を始めたいと考えています。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、次に、②について報告をお願いします。

池邊健康政策・感染症対策課長 6ページを御覧ください。令和7年5月に改定した大分県新型コロナウイルス等対策行動計画について、御説明します。

この計画は、前期計画を抜本的に見直したもので、改定の目的等にあるように新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症危機に対応できるようにしたものです。

第3部各対策項目の考え方及び取組のとおり、13の対策項目から構成されています。今回の改定で、②④は分割拡充、⑤⑦⑨から⑫は追加した項目です。

次に、資料右上の策定経過を御覧ください。3月のパブリックコメントや先月の初常任委員会にて御意見をいただき、成案を取りまとめ、5月21日に開催された感染症対策連携協議会にて承認いただいたところです。

計画本文についてはSide Books（サイドブックス）に格納しているので、後ほど御覧ください。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、次に、③について報告をお願いします。

高木福祉保健企画課長 資料の7ページを御覧

ください。指定管理者の更新について御報告します。

まず、1指定管理者の更新についてです。現在の指定管理者の指定期間が今年度末をもって満了することに伴い、指定管理者を更新するものです。

次に、2対象施設についてですが、福祉保健部所管は4施設あります。各施設の概要と指定期間、選定方法については、表に掲載しているとおりですが、表の右から3列目の指定期間については、令和8年4月1日からの5年間としています。また、選定方法については、公募を原則としていますが、欄外に記載しているように、③大分県母子・父子福祉センター及び④大分県聴覚障害者センターについては、公の施設の設置目的及び業務の性質等から特定の団体に管理させることが、当該施設の適切な管理運営に資すると認められることから、任意で選定するものです。なお、③大分県母子・父子福祉センターについては、一般財団法人大分県ひとり親家庭福祉連合会に、また、④大分県聴覚障害者センターについては、社会福祉法人大分県聴覚障害者協会に前回同様、任意指定したいと考えています。

最後に、3今後のスケジュール案についてです。7月中旬に公募方式の2施設については、管理者の募集を開始します。また、任意方式の2施設については、パブリックコメントを開始したいと考えています。

その後、第3回定例会等において、予算議案や指定管理者指定議案を提案したいと考えていますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

福崎委員 任意の場合、5年間の事業計画をどうするとか、どういう予算の使い方とか、こういう効果を高めていくとか、そういう計画は出していただいた上で、その内容を含めてパブリックコメントをもらうものなのかどうか。

それと、公募の場合は複数出た場合ちゃんと審査されるんですけど、任意の場合は、任意で

頼むところをどのように県が評価して、例えば第三者委員会みたいな委員会を設けて、その委員会の中でしっかりとこれまでの5年間を評価した上で、次の5年間を任せると。その上で、例えばしっかり5年間の計画を出していただくとか、どういう流れでこの任意の団体が決められるのか教えていただきたいんですが。

高木福祉保健企画課長 任意指定の施設については、この後、パブリックコメントで県民に、こういう施設についてはこういう団体に指定しますよという形で意見を募集して、意見をいただいた上で、それを踏まえて、有識者による意見聴取——会議を開いて、この施設で大丈夫だと確認して決定するので、公募の場合は選定委員会があるんですが、任意の場合も委員に意見を聞く場を設けて対応していく形になります。

福崎委員 パブリックコメントの求め方はどうするんですか。何もなく、ただここの協議会、連合会がいいかと聞いても、いいか悪いかは誰も分からんと思うんですよね。県民がいいか悪いか判断する材料は、どう提供するんでしょうか。

高木福祉保健企画課長 いわゆる運営の方法、運営の仕方とか、例えば基準の価格などといった部分を全て踏まえてパブリックコメントをかける形になると思います。

福崎委員 踏まえてというと、ちゃんとそういうものを資料としてパブリックコメントの中に出して、しっかり求めると。踏まえるというのは、誰が踏まえるのかよく分からんと思うんです。県が踏まえて、今回、県が踏まえたからいいですよと出すんやったら意味がないので、誰かしら、どういう形でパブリックコメントを求めているのかをお聞きしているんですが。（「思いますけど、そういうのを踏まえた上での公開です」と言う者あり）いやいや、私は具体的な内容を聞きたかったんだけど、興味があって。

高木福祉保健企画課長 各施設の運営方法とか、どういう計画でやっていくとか、そういう部分を。（「資料は出されるんですね」と言う者あり）そういうのを出して、意見を求める形になります。

今吉委員長 ちなみに、公募の案件は過去ありましたか。公募ですると、2、3件入るとか、そういう事例はどうなんでしょう。

高木福祉保健企画課長 福祉保健部の所管施設の部分でいうと、公募について複数手が上がったことは聞いていません。

今吉委員長 毎回同じところがずっと来るということだね、理屈的には。

柳井審議監 ②の施設について、前々回、2者から応募があつて選考しています。あとは1者です。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、以上で、諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、何かありませんか。

猿渡委員 さきほど、病院局の審査で、今、病院はどれも経営が厳しい状況で、診療報酬が抑えられていて赤字経営のところが多いいということでした。国への働きかけが大変大事だと思うんですが、県としても何かできる形で経営を応援していくことが必要ではないかと思うんです。

病院局から一般会計負担金で昨年も配慮していただいて、2年間で5億円配慮いただいているという答弁もさきほどありましたけれども、それでも令和6年度が13億1,300万円の赤字と、医師への時間外手当の追加支給分を除いても8億5,400万円の赤字という報告がありました。

民間を含めて、病院を、地域医療を守っていくことは非常に重要なことで、県としても大事な仕事だと思います。できる形で、是非これを応援すべきではないかと。県病に対しての一般会計負担金もさらに充実、増額して、こういう事態を少しでも応援していくことが大事じゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

坪井医療政策課長 病院局から令和6年度決算の御報告があつたと承知していますけれども、人件費の上昇や物価高騰などの影響で、令和5

年度、令和6年度はさらに赤字が拡大したと承知しています。

病院局からも説明があったということですが、一般会計から一部負担をしており、救急医療や周産期医療などいわゆる政策医療に係る経費など、病院事業の収益で賄うことができない、あるいは収益で賄うことが適当でないと考えられる経費などについて、収支差に基づいて一般会計から負担をしているところです。

令和7年度予算においては令和5年度の決算の状況を踏まえて負担金を増額したところです。

令和6年度は、令和6年度の予算で負担した分で、最終的に決算で赤字が大きくなったところですが、引き続き、猿渡委員がおっしゃっており、県民の命と健康を守るために県立病院が担っている高度や専門的な医療を含めて、医療提供体制を維持していくことが重要だと思っています。国庫補助などの積極的な活用や負担金の確保を財政部門と協議をしながらやっていきたいと思っています。

直近ですと、令和6年度2月補正の中で、国の経済対策の支援メニューの一つとしてあった生産性向上や職員の処遇改善、職場環境の改善などに取り組む医療機関に対する1床当たり4万円という補助も国のメニューとしてあって、令和6年度2月補正で予算措置していただきましたけれども、こちらは県立病院に支援はできるので、そういった国のメニューなどを積極的に活用していきたいと思っています。

猿渡委員 是非積極的に、できる形で極力支援を強めていただきたいのと、地域医療を守るべく県としての役割を発揮していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

高木福祉保健企画課長 さきほどの指定管理の公募の関係です。身体障害者福祉センターについては、前回の令和2年度は大分県社会福祉協議会のみだったんですが、その前の平成27年度は2者ではなくて、民間が加わって3者の応募がありました。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」という者あり〕

今吉委員長 ほかにないのでこれをもって福祉

保健部関係を終わります。執行部はお疲れ様でした。

〔福祉保健部退室、生活環境部入室〕

今吉委員長 これより、生活環境部関係の説明に入ります。

初めに、去る5月13日から6月3日にかけて実施した県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いします。

首藤生活環境部長 県内所管事務調査の説明に先立ち、一言お礼を申し上げます。

委員におかれては、5月13日から6月3日にかけて県内各地、県の地方機関を含めて生活環境部関連の各施設に視察にお越しいただき、調査先では意見交換を通じて貴重な御意見を賜っています。今後の施策展開に是非いかしていきたいと思っています。

私も逐次、報告を受けており、感じたことを少しだけ申し上げたいと思います。

まず一点目が獣医師確保の問題。昨年8名の採用を予定していましたが、結果的にゼロでした。私どもの獣医師は、今回調査していただいた食肉衛生検査所の獣医師のほか、動物愛護センター、それから保健所にもいるんですが、県民の食を支えている衛生獣医師であり、現在、OBがそのまま食肉衛生検査所にほぼ残ってもらっていて、70歳代のOBが2人いる状況になっています。

非常に危機的な状況と考えていますが、今回、御意見をいただいたので、改めて研究し、何か手がないか考えようと思っています。

2点目は災害対策です。各調査先で御意見をいただきました。各地域で課題があり、それに向かってやっています。なおかつ県社会福祉協議会と各機関でもいろんな取組をやっています。今日は諸般の報告の中で、災害中間支援組織、それから国が地震津波の想定の見直しを行ったので、それを受けて県がこれからどうするのかを御説明します。今回はその切り口からまた御意見をいただければと思っています。

最後に、ユネスコエコパークについて、今回、

祖母山麓自然・人共生空間整備プロジェクト実行委員会にも行っていただき、直接担当者と意見を交わされたと伺っています。ユネスコエコパーク、子ども自然との共生というテーマでやっていますけども、観光の面で非常に重要な取組だと思っています。今回、御質疑等をいただいて十分に答えられていないところもあるので、今日は新たに整理させていただき、これまでの取組、今の課題、今後の方針について、御説明させていただければと思っています。

では、担当室長から御説明します。

羽田野自然保護推進室長 生活環境部資料1ページをお願いします。県内所管事務調査では、委員等の皆様から、ユネスコエコパークの直近実績やユネスコエコパークのブランド化による認知度の向上は、どのようにブランド化を図るのかについて御質疑等があったので、説明します。

まず、1 これまでの取組と実績についてです。ユネスコエコパークは平成29年に登録されて以来、関係行政機関や学識経験者、住民活動団体で構成する祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会や自治体が中心となり、希少動植物の保全活動支援や普及啓発等に取り組んできました。その結果、Uターン・移住者の増加や事業の拡大により、3市で20者以上が体験を提供し、利用者数も増加するなど、エリア内でも活動が浸透してきているところです。

中でも、調査で御覧いただいた地域活動団体である祖母山麓自然・人共生空間整備プロジェクト実行委員会や豊後大野市で展開されるサウナなどは行政からの支援もあり、活発な動きが出てきています。

一方、2課題に記載しているように、昨年度実施したアンケートやエリア内の企業・住民団体からのヒアリング結果から、住民認知度の伸び悩みと登録によるメリットの実感不足という二つの大きな課題があると認識しています。

そこで、今年度は、3新たな取組を実施し、エコパークの魅力の創出と情報発信を図ります。

一つは、体感スタンプラリーの開催とモデルコースの造成です。アウトドアや文化体験を提

供する20者以上と連携し、エコパークを周遊体験できるイベントを開催します。

次に、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークブランド認証品の拡大です。これは、環境に配慮された農法で栽培された、あるいは地域の伝統的な農林産物を認証する仕組みで、現在、エリア内4市町——この町は宮崎県日之影町です。3市は大大分県側の3市です。7事業者、32品目が認証されていますが、一層の拡大を図ります。また、SNSや万博でのイベント出展などにより積極的に情報発信を行います。

これらの取組を通じて、認知度向上や誘客促進につなげ、持続可能な地域経済の発展を促し、エコパークの豊かな自然と人との共生をいかした新たな魅力の創出を図っていきます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

首藤副委員長 ここで議論することではないと思うんですけど、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを日本あるいは世界に認知して来ていただきたいのなら、まずネーミングが日本語でもややこしいのに、世界でこのまんま通用するとはとても思えないんですね。だから、南九州ユネスコエコパークとか、何か簡単な名前を。これはどういう経緯で決まったのかが分からないんですけど、変更はできないんでしょうか。

羽田野自然保護推進室長 ユネスコに申請をして認められているので、変更は不可能ではないかもしれませんが、直ちに正確な御回答をするのは難しいです。

9年間、住民の方にいろんな形でPRしてきました。県内でも頑張ってPRしてきたので、宮崎県側を含めて、祖母・傾・大崩のエコパークはある程度、認知いただいているのではないかと思います。今おっしゃられたことは、今後の課題として考えていきます。

吉村委員 すみません、1点お願いします。

ガイドが当然ポイントかと思いますが、ガイドの育成、世代交代で何かあったらお願いします。

羽田野自然保護推進室長 域内、エコパークエ

リア内で活動している団体等に対して、市町村も含めていろんな支援をしています。その中で、ガイドの育成などがあったら支援しています。なので、徐々に増えていると思いますが、世代交代という問題が確かにあります。それも課題と考えて取組をしているところです。

吉村委員 ありがとうございます。

新たな取組を支えるのもガイドという部分は大きいと思うので、しっかり力を入れていただければと思います。

猿渡委員 今の話に関連するけども、ボランティアで本当に熱心に活動されている方々が継続して活動していく体制をつくらなければならないし、ガイドも生活できるシステムにしていかなければならないと思うんですね。だから、そこが相まって、何か臨時的にでも、ガイドにきちんと報酬を払ってお願いして、このときには来ていただくみたいな格好でも、両方がうまくかみ合う、成り立つシステムがいるんじゃないかが一つです。

それと、さきほど首藤部長が言われた獣医師確保の問題ですけども、やはり小動物に関心を持っていらっしゃる獣医師を目指す方が多い。一方で、さくら猫プロジェクトは土日なりにボランティアでしているんですね。だから、そういう負担も県の獣医師としてもあると思うんです。

県に入庁して、獣医師として働いていただく魅力を高めていかないと、これまでの奨学金返済免除をしてもなかなか集まらない。市町村の避妊・去勢手術への助成を充実していった、地域の各市町村、地元において避妊・去勢の手術ができる環境を充実していくことによって、動物愛護センターのさくら猫の獣医師の負担を軽くする等もあわせて考えていく必要がある。それは獣医師とボランティアの両方にとってありがたいことで、そういう方向性が大事と思うんですが、いかがでしょうか。

羽田野自然保護推進室長 さきほど猿渡委員のおっしゃったこと、まさにそのとおりです。今、課題として住民認知度が伸び悩んでいる。メリットの実感不足は、正に事業者がどんどん来て

いただいているが、もうかっているよということになかなかない。正にそういうことです。なので、ここに力を入れて、もっと皆さんに来ていただいて、その事業を活発にしてい

く。
あるいは、保全活動をされているガイドの方がいますが、そういった方々の出番を増やして、それ相当の報酬を受け取ることができる形に持っていきたいと思いながら、今取り組んでいるところです。

宇都宮食品・生活衛生課長 確かに、獣医師確保については苦慮しているところです。

さくら猫プロジェクトについては、毛刈りやダニの駆除をボランティアにお願いしており、平日、月2回行っています。県職員である獣医師が参加するとともに、毎回、獣医師会の獣医師一人に技術的に支援をしていただいています。

確かに、県職員にもそれぞれの職場があり、さくら猫プロジェクトに応援に来ることがだんだん難しくなっているため、徐々にさくら猫プロジェクトの頭数減少、そして市町村補助への移行を考えていく時期と考えています。

大分県で働く獣医師の魅力としては、確かに、動物愛護センターで、避妊・去勢手術など、収容された動物の治療を行えるというところもあります。臨床経験がある方が転職して県職員になろうかというときの魅力の一つでもあると考えているので、そういったことも継続しながら、魅力アップにつなげていきたいと思っています。

福崎委員 ちょっとお尋ねですが、SNSなどで情報発信をして多くの方が来ることによって、自然を守っていくことの反対方向に進む、いわゆる自然を破壊していく方向に進んでいく心配もあると思うんですね。各所で自然を残して、いっぱいお客さん、観光客が来ることによって自然が破壊されていく、生態系が崩れていたり、取ってはいけないものも取っていかれて、失われていくものも出てくるんですね。

この住民認知度は、どの範囲のことをいうのか。例えば、県民が知らなくて、やっぱりこれだけのすばらしいものがあるにもかかわらず、みんなが見に来たり、楽しんでいただけない、

この大分県を満喫していただけないから、県民に対する住民認知度を高めていこうとするのか。それとも、広く、万博のように世界にまで発信して、多くの皆さんが、外国の方から何から全員どんどん来てもらうことを望むのか、という住民の認知度を考えているのか。

それで、この自然を守っている方って、本当に一生懸命このすばらしい自然を守っていきながら、多くの皆さんに自然を楽しんでいただく、感じていただくということなんですけど、過剰になり過ぎると、多分皆さんが頑張っていることとは違う方向に進んでいく心配もあるのではと思うんですが、そこら辺はどう考えているのか、お聞きしたいんですが。

羽田野自然保護推進室長 住民認知度という、まずはそのユネスコエコパーク内の3市になりますが、ユネスコエコパーク内の方に知っていただく、本来の目的等も分かっていただく。加えて、県民に知っていただいて、大分県にはこんなすばらしいところがあるんだよと。一度は訪ねていただいて、そこで生物多様性のすばらしさを知っていただく、生物多様性の保全についての思いを強くしていただくという、一石二鳥、三鳥ではありませんが、そういったところも狙っています。

万博という話は、今ヨーロッパでは、ずっと以前からですが、自然保護の機運が高い状況があります。今、日本全体でもヨーロッパからの観光客が多い状況もあり、ここは正にツーリズムの世界で、大分県、あるいはユネスコエコパークエリアに来て自然を体験していただいて、そこに経済的な効果をもたらしたいという、三重の思いといったところを狙っています。

資料で示したものは農林水産祭の調査ですので、県民がどれくらい知っているかを調査した結果です。ちょっと欲張りなことを考えながら取り組んでいるところです。

もう一つ、たくさん人が来ると、結果的に自然を破壊するんじゃないかということは確かにあります。なので、そこは悩ましいところで、現状ではそこまでのことは祖母・傾・大崩ユネスコエコパークエリアでは起きていないと思っ

ていますけど、そういったことが少しでも発生することがあったら、さらに大きな破壊につながるないように、気を付けながら事業を進めていきたいと思います。

福崎委員 現状、起きていたら大ごとですけど。例えば富士山にスリッパで上がっていく人がいたり、ヨーロッパの人たちはそうかもしれんだけど、それ以外の方々は、自分たちの国なりにやっていくんですから、自然がどうなろうが関係ない人だっていっぱい来ることがあるんですよ。起き出したらもう遅いんですよ、はっきり言って。だから、ほかのこういう取組をしている地域でどういう課題が出てきているのかとか、自然破壊につながっていくことが問題視されているのかをやっぱり早く察知して、そのことをしっかりとユネスコエコパークの推進にもいかしていきながら、このすばらしい大分県の自然を守っていく取組をしっかりと持続的につなげられていくようでないか。もう起きて、じゃ、せっかくよかったことが駄目になったといたら、地域の人が悲しむと思うので、そこらはしっかりとリサーチしていきながら、県が支援したり、そういう重要なところはしっかりと発信していただく取組をしていただきたいと思います。

羽田野自然保護推進室長 今おっしゃった、軽装で登山される方の問題も実際に大分県内の山においても起きています。なので、登山口にそういったことをやめてほしいという注意書きもしていたり、これは警察も絡みますけど、いろんな部署が協力しながら、安全な登山に関してはそういった働きかけもしているところです。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」という者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、以上で、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告したい旨の申出があったので、これを許します。①について報告をお願いします。

宇都宮食品・生活衛生課長 資料2ページを御覧ください。おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の指定管理者の更新につい

て御説明します。

(1) 施設の現状・目標指標についてです。当施設は平成31年2月に大分市と共同設置により開所した施設で、図の黄色で示したドッグラン及び多目的広場を指定管理施設としています。現在の指定管理者は九州乳業株式会社で、来年の3月31日までが指定期間です。

下の表を御覧ください。この施設の将来ビジョンにおいて、目標指標は利用頭数としており、ビジョンの最終年度である令和14年度の目標数、1万5千頭を達成するため、段階的に目標値を上げていくこととしています。

次に右上の(2) 今回の指定についてです。
①指定期間・選定方法は、令和8年4月からの5年間を指定期間とし、公募により実施したいと考えています。②指定管理者の業務内容等は、アからエに記載のとおり、施設の維持管理や受付案内、利用許可、利用促進に関する業務等としています。利用時間については9時から17時、休業日は月曜日及び年末年始としています。真夏日などで利用者が少ない時期は、営業時間短縮や臨時休業を可能とするなど柔軟に対応できるとしています。

料金制度は、施設利用料を指定管理者の直接収入とする利用料金制としています。利用料金はおおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例で定めている額の範囲内であれば、知事の承認を経た上で指定管理者が設定できるとしています。なお、委託料はありません。

最後に、(3) 今後のスケジュールですが、7月の第1回選定委員会において選定方針や審査基準を決定の上、7月から9月までの約2か月間で公募を行います。10月には第2回選定委員会を開催し、指定管理候補者を選定することとしています。第4回定例会では、最終的な指定管理者の指定について議案審議をお願いする予定ですので、よろしくお願いします。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、次に、②に

ついて報告をお願いします。

朝久野協働・共助推進室長 資料3ページをお願いします。今吉委員長の一般質問でも知事から若干答弁させていただきましたけども、大分県災害中間支援組織の設立について状況を御報告します。

県では、昨年の能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害発生時に被災者のニーズに応じたきめ細かな支援を提供するため、災害中間支援組織の設立に向けて側面的な支援をしてきました。

本日この後、民間団体によるおおいた災害支援つなぐネットワーク、略称O-L i n k (オーリンク) が設立される運びとなっています。

1 対象とする支援ですけれども、県や市町村の社会福祉協議会による一般のボランティア活動は、被災家屋の泥出しや家財の片付けが中心となります。今回組織するこの団体は、温かい食事の提供のほか、こどもや高齢者、障がい者といった災害弱者に対する心の支援を主に担っていただきます。

次に、2 主な役割のところですが、大きく二つあります。一つは、県内で災害が起きた際、各避難所等のニーズと専門ボランティアとのマッチングを行うこと、もう一つは、南海トラフ巨大地震のような大規模災害が発生した時に、全国から駆け付けてくださる支援団体等の受入窓口として調整を担うことです。

3 構成団体ですけれども、本日段階で19団体が参加を希望している状況で、事務局はNPO法人おおいたNPOデザインセンターが担うことになっています。

4 スケジュールですが、明日には、県、新団体、そして全国の災害中間支援組織をコーディネートする認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワークJVOAD (ジェイボアード) の三者による連携協定を締結し支援体制を整えます。これにより支援の体制をさらに整えていきたいと考えています。

右の図を御覧ください。この図は災害時の活動イメージとなります。災害時には今回設立するO-L i n k が中心となって県社会福祉協議会等と連携を取り、県内外の支援団体をコーディネート

イネートして、受入れ、派遣をしていくことと考えています。

支援の対象が避難所といった場所から人への支援、いわゆる車中泊の方であるとか、自宅で避難されている方を含めて、対象をシフトしていく中で、我々としても体制整備に向けた取り組みをさらに進めていきます。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 ありがとうございます。

最後に言われた、避難所だけじゃなくて、車中泊や自宅で避難されている方に対しても支援が行き届くようにというのは非常に大事だと思います。例えば、障がい者の方が一般の避難所にはなかなか行きづらいとかあるし、ペットと一緒にまだまだ限られているというのもあって、やっぱりいろんな形での避難者に対する支援が行き届くと。今までは、避難所に来ている方にはお弁当とか配られるけれどもみたいなのところがあったと思うんですね。その辺、少し具体的に、こういう感じで避難所以外のところに何かあれば教えてください。

朝久野協働・共助推進室長 今のところ、明確にお答えできる状況にはないけれども、例えば、自宅外で車中泊をされている方がどのくらいいるか、自宅で避難している方がどれくらいいるかといったことをどうすれば把握できるのかを今検討している状況です。

猿渡委員 把握していただくところから、どういう支援が必要かにつながっていくと思うので、よろしくお願いします。

高橋委員 構成団体が県内NPO、ボランティア団体・個人等、約20団体ということですが、人数的にはどれくらいになると踏んでいますか。

朝久野協働・共助推進室長 実は、NPOといった団体として手を挙げていただいている方と、NPOは定款の中で何をやるというのが定められており、災害支援という項目が入っていないところもあります。そういったNPOについては、団体としてではなく個人として参加する方

も幾名かおられます。

人数については把握したいと思っており、県に年間の活動報告が上がってくるんですが、正確に例えば会員が何人いるなどは、私どもも把握するすべがありません。10人以上会員がいるところについては、10人までの名簿が出てくるんですが、それ以上についてはちょっと把握しかねる状況があり、正確な人数は、申し訳ありません、お伝えすることはできません。

高橋委員 ちょっと具体的にイメージが頭に浮かばないんですけど、例えば地震や津波が起きた場合、かなり広範囲にわたって被害があると。そうすると、それぞれの地区に地域のボランティアみたいなものができるのと同じように、O-L i n kというボランティアが、あんたは大分市に行きなさい、あんたは別府市に行きなさい、あんたは臼杵市に行きなさいと、人がばらばらっと散っていくイメージでいいんですかね。

朝久野協働・共助推進室長 イメージ的には、そういうことでよいかなと思うんですけども、ただ、どういった災害が起きるかによって、自分たちが被災している可能性もあります。

図にあるとおり、県や市町村の社会福祉協議会が窓口となるボランティアと役割を補完しながら、足らざるをお互いに調整していくことがまずは何よりも必要と思っているので、一般論で言われる意味では、そういったイメージでよいかなと思うんですが、それはケース・バイ・ケースになると思います。

高橋委員 ありがとうございます。

実際には、起こってみないと分からないということ、起こっちゃ困るけども、やってみないと分からないところもあると思います。こういう専門のボランティアができることは、いいことだと思いますので。実質あまり活動がない方がいいんですけど。よろしくお願いします。

今吉委員長 じゃ、ちょっと追加の質問ですけど、この災害中間支援組織は全県で組んでいるんですか。NPO、ボランティア、個人等で。全県で広がっているんですか。

朝久野協働・共助推進室長 おおいたNPO情

報バンクおんぼに登録されている600以上のNPOに全て声をかけています。その中で、有志として手が挙がってきたところが今のところ19団体です。

今吉委員長 その19団体で全県の把握はしているわけですかね。災害というのは、起こったときにはボランティアは動けんきね、自分たちは。そこを広範囲につくっているかなと。

朝久野協働・共助推進室長 三つあると思うんですけども、一つ目は、NPOはもともと30団体程度が手を挙げておりました。今日の段階で19団体になっているけれども、NPO団体は、総会を開いて皆さんの会員の承認を得て、こういうことをやると決まらなと正式に入会書を出せないといったところもいくつかあると聞いています。

二つ目は、我々、広報の努力はしてきたつもりですけども、こういった団体が立ち上がるという周知がまだまだ足りていない可能性があります。そのために、我々が持っているおおいNPO情報バンクおんぼや県のホームページで周知を図り、さらなる会員の周知、獲得といった側面的な支援をしていきたいと考えています。

三つ目は、南海トラフのような大地震が起きたときに、さきほど申したとおり、例えば、どこを目指して大分県に支援に行けばいいのかといった受皿ができたこと自体は、大分県の災害対策にとって大きな第一歩を踏み出したと思っています。

そういったところも含めて、取組を進めたいと考えています。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、次に③について報告をお願いします。

山口防災対策企画課長 資料4ページを御覧ください。大分県地震被害想定の見直しについて御説明します。

初常任委員会で説明した有識者会議について、今月10日に今年度初めてとなる会議を開催し、見直しの基本方針について議論したので報告し

ます。

1 基本方針ですが、事務局案として4点示しています。1点目は、科学的・客観的な手法や最新データを用いた定量的な被害の評価を行う点。2点目は、調査対象を右図の赤い部分、国東半島沖で確認された断層群⑦を追加することや災害関連死などの被害推計も盛り込む点。3点目は、調査結果については、県民にわかりやすい形で公表し、かつオープンデータ化を図る点。最後の4点目は、県民及び行政が今後取り組むべき防災対策について、有識者会議から提言を行う点です。以上の4点について提案を行い、意見をいただいたところです。

2 有識者からの主な意見です。高齢化や人口減少を踏まえて被害を推計すること、調査結果は旧市町村単位などできるだけ細かく調査し活用しやすいよう配慮すること、また、数量的な被害だけでなく背景となる課題やこれまでの対策の効果を盛り込めるよう工夫すること、南海トラフの東側で先に地震が発生する半割れへの対応についても検討するよう意見が出されたところです。これらの点について事務局案に反映させて基本方針とする予定にしています。

3 今後のスケジュールです。次回、第3回有識者会議を7月30日に開催予定です。この中で、国東半島沖の断層群について、調査をした研究者を招いて県への影響などについて聞き取ることとしています。今後、令和8年度中の公表に向けて、適宜、有識者会議を開催し議論していく予定としています。

県では、新たな被害想定に基づき、地域防災計画やアクションプランなどの見直しを行い、防災対策の強化を図りたいと考えています。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、以上で、諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、何かありませんか。

猿渡委員 3点ありまして、1点目は、今事業

者が物価高でいろいろ大変で、それとあわせてですけども、マイ箸運動があったけれども、県庁の中で出前してもらったりお弁当を持ってきたもらったりするときに、割り箸を結構使っていると思うんですが、例えば、県庁の中は割り箸は一切いりませんとかにすると、弁当屋も割り箸の経費が削減できるとか、そういう事業所が広がっていくと、環境を守る動きにつながるというんじゃないかなと。マイ箸運動が今ちょっと下火になっているんじゃないかと思ひまして、それが1点。

2点目は、人権同和の関係ですけども、人権に関する県民意識調査のやり方として、私は何度か言ってきたけれども、県民意識調査の項目の中に、あなたのお子さんが被差別部落、同和地区の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますかという項目があります。これ、平成24年度に行われた意識調査の中にもあります。こういう意識調査が、私は差別をなくしていくことにマイナスになるんじゃないかと思ひます。

それは、平成28年に施行された部落差別の解消の推進に関する法律の参議院法務委員会の附帯決議の中にも、調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつとあります。こういう項目が新たな差別を生むことになるのではないかと思ひますので、県がこういう調査をすると、市町村もそれに倣って同じような調査をするんですよね。やっぱり同じ項目で統計を取らなきゃいけないこともあって、やるわけですよ。

ですから、県が改めることによって、県下の各市町村も改める方向につながっていくと思うので、是非変えていただきたい。こういう調査自体が必要ないと思ひは思ひますが、大変すごい分析をしているけれども、もっと違うところに力を入れるべきと思ひています。

あと、同和関係の団体に挨拶に行くと言ひますが、どういう役職の方がどの団体にいつの段階で挨拶に行くんでしょうか。

もう一つ、臼杵市が分娩から就職まで交付金を出しているけれども、こういうことをほかの市町村でもやっているところはあるんでしょうか。

この3点、お願いします。

宮本環境政策課長 まず1点目のマイ箸の件ですけども、御提案をありがとうございます。県では、県庁の中のごみを減らしたり、あるいはエネルギーの使用量を抑えたりといった環境マネジメントシステムという仕組みを構築しています。その取組の見直しの機会もありますので、マイ箸も取組の一つとして議論させていただきたいと思ひています。

前回も御指摘いただいたかと思ひます。まだそういう会議に持って行っていませんけれども、次のタイミングで取り上げたいと思ひているので、よろしくをお願いします。

山本審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

まず、意識調査の関係ですけども、部落差別等の実態を定期的に把握する観点から、この調査をしているところです。

ただ、委員おっしゃられるとおり、聞き方や聞く内容については、その都度、御指摘等をいただいた点も踏まえて、しっかりと検討していきたいと考えているところです。

また、挨拶については、これはほかの団体と同様、儀礼的な挨拶をしている状況です。今年度で申しますと、4月の当初に部落解放同盟に部長、審議監と私が行きました。それは年度当初の挨拶という形で、行って10分程度、御挨拶を簡単にするところであり、ほかのいろいろな関係団体と同じ挨拶の対応を取っている状況です。

ほかの市町村の支援の状況については把握をしてないので、そこは分かりかねるところです。

猿渡委員 ほかの団体と同様とおっしゃったんですけども、いろんな例えば女性団体だとか、そういうところにもみんな挨拶に行くんですか。

首藤生活環境部長 私4月の当初行きました。要は、人事異動で新しく部長もしくは所属長になった者が関係団体のところに4月の当初に御挨拶に行きます。生活環境部なので、環境系の団体が四つか五つあったり、女性の関係の団体にも行きますし、部落解放同盟にも行きました。ほかの団体とも同じというのはそういう意味で、十いくつの団体を、今回、審議監と私、両方代

わりましたので、関係団体には全て挨拶に参るので、そのうちの一つとして行ったということです。当然、団体を所管する所属長が代わっていれば、その所属長、課長なども一緒に行って、よろしくお願いしますと御挨拶をするようになっているので、その一環でやっています。

猿渡委員 いろんな団体がたくさんあって、生活環境部関係の団体でも非常にたくさんあると思うんですよ。それを全て行けるかというと、そうではないと思うんですよ。大小様々な団体、福祉関係にしてもいろんな関係もあるので、だから、何かの折に御挨拶するのはもちろんあったり、研修なり何なりのときにはあるでしょうけれども、わざわざ行かなくてもいいんじゃないかと私は思いますが。以上です。

高橋委員 すみません、時間がもうあんまりないのに。生活環境部なのかどうなのかもあるんですが、防災という意味で、この前ある方から、トンネル内のラジオ放送、AMラジオは聞こえるけどFMは聞こえないと。臼杵市の場合は、大分市と津久見市と結構長いトンネルがあるんですね。今後いろんな災害の中で、トンネルの中に取り残されたら大ごとになるけども、とにかく何かあったときの非常用のためにも、トンネル内で両方が聞こえる仕組みを作れんのかと聞かれたんですよ。

調べてみると、いろいろ制約もあるみたいなんですけれども、どうなんですかね。何か検討ができる余地はあるのかなと。

山口防災対策企画課長 ありがとうございます。

今お話のあった、災害もしくは防災という意味で、多分土木建築部になると思うので、そちらと相談をさせていただこうと思っています。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」という者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これで生活環境部関係を終わります。執行部の皆さんはお疲れ様でした。

委員の皆様は、内部協議を行いますので、このままお待ちください。

〔生活環境部退室〕

今吉委員長 これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配布のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、所定の手続きを取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。

まず、日程について、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

今吉委員長 以上、事務局に説明させましたが、いかがでしょうか。

〔内部協議〕

今吉委員長 それでは、県外所管事務調査の日程については、11月11日から3日間で実施することとします。調査先については、委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

今吉委員長 それでは、次回の第3回定例会の委員会で正式決定したいと思います。今後、事務局は行程案等を作成し、適宜委員と情報を共有しながら、進めるようにしてください。この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」という者あり〕

今吉委員長 別にないので、これをもって、本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。